

(1) 鳥取県住宅供給公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成21年度）

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
7 人	30,505千円	3,470千円	10,310千円	44,285千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

一般職			備 考
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	鳥取県の例による (経営状況を踏まえ21年1月から3年は規定額から8%カットを適用)
358,202円	396,222円	50歳	

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考	
一般職	大学卒	162,656円	鳥取県の例による (経営状況を踏まえ21年1月から3年は規定額から8%カットを適用)
	高校卒	131,376円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	360,180円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成22年4月1日現在）

区分	内 容									
期末手当 勤勉手当	(支給割合)									
	区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>0.6月分</td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td>0.8月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.4月分</td> </tr> </tbody> </table>	期末手当	勤勉手当	6 月期	0.6月分	1 2 月期	0.8月分	計	1.4月分
	期末手当	勤勉手当								
	6 月期	0.6月分								
	1 2 月期	0.8月分								
計	1.4月分									
6 月期	0.6月分									
1 2 月期	0.8月分									
計	1.42月分									
(注) 経営状況を踏まえ、期末手当について21年1月から3年は規定の割合から削減した支給割合を適用。										
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有										
(平成21年度実績)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,310,176円</td> <td>7人</td> <td>1,472,882円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	10,310,176円	7人	1,472,882円			
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額								
10,310,176円	7人	1,472,882円								

区 分	内 容				
退職手当 (県の規定に 準ずる)	(支給率)				
	区 分	自己都合	勸奨・定年		
	勤続20年	23.5月分	30.55月分		
	勤続25年	33.5月分	41.34月分		
	勤続35年	47.5月分	59.28月分		
	勤続40年	53.5月分	59.28月分		
	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				
	(経過措置) 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行 日前日において改定前の算定方法により計算した額より下がることとな る職員に対する保障措置を設ける				
	(平成21年度実績)				
	1人当たり平均支給額		25,857,936円		
	(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した 一般職員に支給された平均額です。				
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額	
	平成21年度	683,279円	6人	113,879円	
区 分	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理ま たは監督の地 位にある職員	事務局長	62,200円		
		事務局次長	54,500円		
		参事	46,700円		
		(平成21年度実績)			
		1人当たり平均支給月額		63,700円	
扶養手当 (県の規定 に準ずる)	扶養親族とし て配偶者、子 等を有する職 員	ア 配偶者	10,500円		
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500円		
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで	11,000円		
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000円を加算		
		(平成21年度実績)			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
1,158,000円	6人	16,083円			

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		(平成21年度実績) 実績なし	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用者	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		(平成21年度実績)	
		支給総額	支給職員数
864,495 円	7 人	10,291 円	

区 分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
単身赴任手当 (県の規定に準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 23,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。
		(平成21年度実績) 実績なし

6 役員報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	296,820 円	6月期 0.32月分 12月期 0.52月分	加算率45%

- (注) 1 経営状況を踏まえ、役員報酬について21年1月から3年は規定額から10%自主返納
2 経営状況を踏まえ、期末手当について21年1月から3年は削減した支給割合を適用

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
理事長報酬月額	296,820 円	253,800 円
常務理事報酬月額	—	271,800 円
期末手当	6月期 0.32月分 12月期 0.52月分	6月期 0.4月分 12月期 0.6月分

(2) 適用日 平成22年4月1日